

(仮称) 第 2 期宮城県教育振興基本計画の策定について

1 策定の趣旨

本県では、教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、平成 22 年 3 月に「宮城県教育振興基本計画」(計画期間：平成 22 年度～平成 31 年度)を策定し、本県教育の振興を図ってきた。

しかしながら、当該計画の策定から 5 年以上が経過し、東日本大震災の発生等により、本県の子どもや社会を取り巻く環境が大きく変化しているとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、当該計画と「宮城県震災復興計画」(平成 23 年 10 月策定)における目標や施策の根本となる方針を一体的に整理した「教育等の振興に関する施策の大綱」を、平成 27 年 7 月に知事が策定したところである。

このようなことから、改めて本県教育の現状や課題を踏まえ、「宮城県教育振興基本計画」の検証等を行い、本県教育の目指すべき姿と、その実現に向けた施策の方向性を示す「(仮称) 第 2 期宮城県教育振興基本計画」を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、「宮城県教育振興基本計画」の後継計画として、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿を明確にし、それに向けて講ずべき施策の方向性等を示す計画として策定するものである。

なお、本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置付けられるものである。

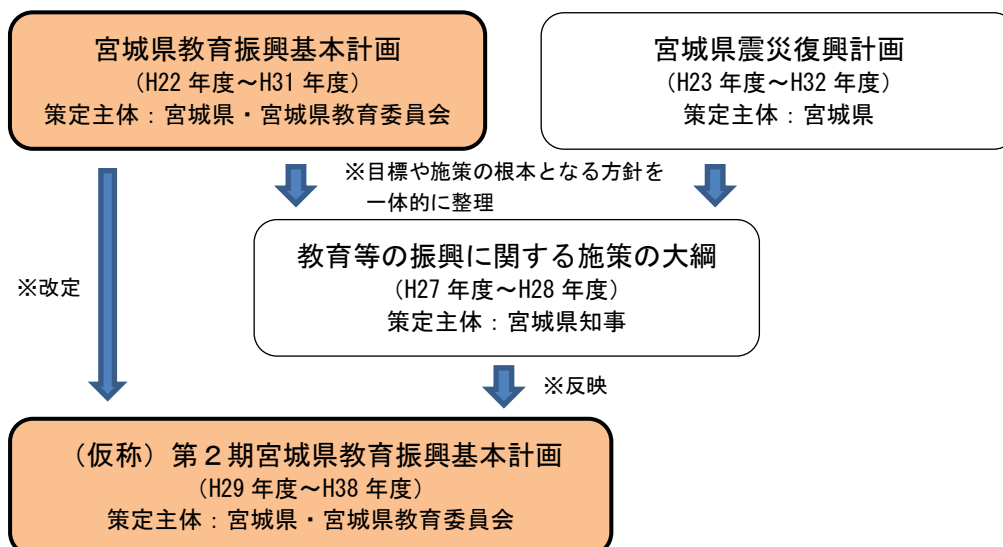
3 策定主体

宮城県、宮城県教育委員会

4 計画期間(案)

平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間

<参考：各計画等の関係>



5 策定に当たっての基本的考え方

(1) 「宮城県教育振興基本計画」の継承と今後 10 年間の長期的展望に立った本県教育の基本的な方向性の検討

本年 7 月に策定された「教育等の振興に関する施策の大綱」における基本方針及び基本目標を踏まえつつ、人口減少と少子高齢化の進行、高度情報化の進展及び家庭や地域の変化など、本県教育を取り巻く社会の状況に対応し、学力向上をはじめとした様々な課題の解決を図るため、「宮城県震災復興計画」との整合性を図りつつ、今後 10 年間の長期的展望に立った本県教育の基本的な方向性を検討の上、策定を進める。

「教育等の振興に関する施策の大綱」(平成 27 年 7 月策定)

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき地方公共団体の長が策定する大綱として位置付けられるもの。
- ・ 「宮城県教育振興基本計画」と「宮城県震災復興計画」における目標や施策の根本となる方針を一体的に整理。
- ・ 大綱の期間は、平成 27 年度から平成 28 年度まで。

<基本方針>

- 1 夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育みます。
- 2 次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育みます。
- 3 被災地の教育環境の整備を進めるとともに、子どもたちの心のケアや防災教育の充実を図ります。
- 4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、宮城の豊かな教育資源を生かしながら、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくります。
- 5 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくります。

(2) 知事部局と教育委員会の連携

本計画の対象は、知事部局所管の事務事業と教育委員会所管の事務事業を包含することから、知事を本部長とし、教育長を含む関係部局長からなる「宮城県教育振興基本計画策定本部」を設置し、同本部会議での検討を経ながら策定を進める。

あわせて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、本年 4 月に設置された「宮城県総合教育会議」において、本計画の策定に係る知事及び教育委員会の協議・調整を図る。

(3) 有識者や県民意見の反映

本計画の策定に当たっては、本県教育の振興に関する施策の総合的な計画であることを踏まえ、知事及び教育委員会の附属機関として設置された「宮城県教育振興審議会」に諮問する。また、県民の意見を本計画に反映させるため、県民意識調査、意見聴取会、パブリックコメント等を実施する。

6 策定に向けて

<各会議等の関係>

